

平成 19 年 4 月 1 日施行

「市民」のみなさんと「行政」が協働で

帯広のまちづくりを進めるためのルール

# まちづくり基本条例

(条文・解説)

帯 広 市

【詳細】 企画課 電話65-4105

# 目次

## 用語の解説

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 条例の位置付け	5
第2章 権利及び責務	
第4条 市民の権利及び責務	6
第5条 市長の責務	7
第6条 市職員の責務	8
第3章 参加・協働	
第7条 参加機会の充実	9
第8条 協働の推進	10
第9条 コミュニティ活動	11
第10条 パブリックコメント制度	12
第11条 住民投票	13
第4章 情報共有	
第12条 情報提供	14
第13条 情報公開	15
第14条 説明責任	16
第5章 行政運営	
第15条 総合計画	17
第16条 財政運営	18
第17条 行政評価	19
第18条 組織及び機構	20
第19条 行政手続	21
第20条 個人情報保護	22
第21条 出資団体等	23
第22条 危機管理	24
第6章 国・道及び他の自治体との関係	
第23条 国・道及び他の自治体との関係	25
第7章 条例の見直し	
第24条 条例の見直し	26
附則	26
帯広市まちづくり基本条例の構成	27

### 【解説書の改定履歴】

平成18年12月1日	作成	令和5年4月1日	一部改定
平成24年4月1日	一部改定		
平成26年4月1日	一部改定		

## 用語の解説

### ○ まちづくり

都市基盤や公共施設の整備などのハード面ばかりではなく、福祉、環境、産業、教育、文化などのソフト面を含め、市民生活を支えるあらゆる分野における、より住み良い「まち」を創造するための取組を、幅広く「まちづくり」と表現しています。

### ○ 参加

市民がより良い地域社会をつくるために、まちづくりに主体的に関わり行動することで、市民生活に関わりのある計画の策定、条例の制定改廃、又は施策の実施・評価に主体的に関わる「参画」を含みます。

### ○ 協働（きょうどう）

市民と市又は市民同士などが、それぞれの役割と責任に基づいて、互いに尊重しながら、協力し合うことをいいます。

### ○ パブリックコメント制度（市民意見提出制度）

市民生活に大きな関わりのある計画・指針の策定や改定及び条例の制定や改正などについて、事前に案を公表し、広く市民から質問や意見を受け、その質問や意見に対する市の考え方や結果を公表する、市民の意見を市政に活かす制度です。

### ○ コミュニティ

コミュニティには、居住する地域を単位とした町内会などやテーマ別に活動しているボランティアグループをはじめとする、市民活動団体などの多様な組織を含みます。

（それぞれの活動をとおして、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めることが求められます。）

### ○ 出資団体等

市が、出資・出えんをしている法人、また、役員就任、職員派遣などの人的関与、補助金・委託金・貸付金など財政的に大きく関わりのある団体等及び指定管理者を、出資団体等としています。

### ○ 指定管理者

地方公共団体にかわり、公の施設の管理運営を行う者をいいます。(法人その他の団体であれば、指定管理者の申請が可能です。)これは、平成15年9月施行の地方自治法の改正により制度化されたもので、民間のノウハウの活用による、サービスの向上や行政のコスト削減を目的としており、公の施設の管理運営は、直営か指定管理者かのいずれかにより行うこととされています。

### ○ 行政処分

行政機関が個人や法人に対し、法令や条例等に基づいて権利を与えたり制限したり、義務を負わせたりすること。具体的には、営業の許可、租税の賦課等のようなものです。

### ○ 行政指導

行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内で、一定の行政目的を実現するため、特定の人に一定の作為や不作為を求める指導、勧告、助言などの行為であって、処分に当たらないものをいいます。

なお、行政指導は、法令、条例等に根拠を有するものだけでなく、指導要綱等によるものや特に根拠を持たないものも含まれます。

# 帯広市まちづくり基本条例・解説

## 前文

帯広市は、先住民族であるアイヌの人たちが自然と共生して暮らす大地に、高い志をもった民間の開拓団・晩成社をはじめ、さまざまな地域から入植した人々が、苦難を乗り越え、北海道東部の平原に築いた都市です。

農業を基幹産業とする十勝平野の中央部にあって、産業・経済、教育・文化、行政、交通などが集積する中核都市として発展してきました。

私たちは、風土によって培われてきた、おおらかな気風や進取の精神、歴史や文化に誇りをもち、先人から受け継いだ澄みきった青空、豊かな緑、きれいな水を守り、地域のかげがえのない財産として、未来に引き継いでいかなければなりません。

今日、経済の発展、地方分権の進展などにより、地域社会は大きく変化しています。

これからの社会においては、誰もが住みよい、活力にあふれ、個性と魅力のある、安全安心で快適なまちづくりをめざし、地域の意思と責任に基づく、主体的なまちづくりをすすめていかなければなりません。

そのため、互いに支えあう心呼び起こし、夢と希望を持ち、市民と市が力を合わせて協働のまちづくりをすすめ、豊かな地域社会の実現をめざすため、この条例を制定します。

### 【説明】

前文では、条例制定の背景や趣旨を示しています。

前段では、帯広市の歴史、発展の経緯、また、多くの市民がもつ帯広市のイメージである、澄んだ青空、きれいな水、豊かな緑などを守りながら、先人から受け継いだ歴史、文化を次代に引き継いでいく大切さを述べています。

後段では、地方分権の進展など社会状況の変化を踏まえ、市民と市が役割と責任を担い、地域の意思と責任に基づく、協働のまちづくりをすすめる基本的なルールを定め、市民と市が力を合わせて豊かな地域社会の実現をめざすため、この条例を制定するとの制定趣旨を述べています。

十勝平野では、古くからアイヌの人たちが、独自の自然観や文化に基づき、自然と共生した生活を営んでいました。

この地の本格的な開拓は、明治 16 年の民間の開拓団「晩成社」一行が、入植したことに始まります。十勝の開拓は、北海道に多く見られた北方の警備と開拓を担う屯田兵による官による開拓ではなく、全国各地からの民間の開拓移民が力を合わせて進めたことが特徴です。

その後、北海道庁の拓殖計画などをもとに、都市基盤が形成され、豊かな大地で営まれる農業を基幹産業としている十勝圏の中央部に位置する交通の要衝として、産業・経済、教育・文化、行政などの都市機能が集積する中核都市として、発展してきています。

私たちは、先人の築いてきた歴史や文化、さらには、雄大な自然に育まれたおおらかな気風や開拓で培われた進取の精神に誇りを持ち、今ある豊かな自然を地域のかげがえのない財産として、未来に引き継いでいく必要があります。

今日、地方分権の進展、少子・高齢社会の到来、国・地方の厳しい財政状況、さらには NPO やボランティアなどの様々なまちづくりの担い手の出現など、自治体を取りまく環境は大きく変化しています。

こうした中で、これからの社会において、誰もが住みよい、活力にあふれ、個性や魅力のある、安全安心で快適なまちづくりをすすめるためには、地域の意思と責任にもとづく主体的な取組が重要になっています。

これまでの経済的な発展の一方で、人と人とのつながりが希薄になりつつある現在、市民が互いに支えあう心と呼び起こし、夢と希望を持ち、市民と市が力を合わせて協働のまちづくりをすすめ、豊かな地域社会の実現をめざすため、この条例を制定するものとしています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定め、豊かな地域社会の実現をはかることを目的とする。

### 【説明】

この条例を制定する目的、基本理念について示しています。

条例は、市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、協力してまちづくりをすすめる協働のまちづくりを基本理念に、まちづくりを推進するための基本的事項を定め、豊かな地域社会の実現をはかることを目的としています。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (2) 市長その他の執行機関をいう。

## 【説明】

条例の解釈にあたり、意義を明確にしなければならない用語を定義しています。

まちづくりには、様々な活動を行っている人や団体などの知恵や力を、活かすことが必要であることから、市民の範囲を地方自治法第10条に規定されている住民（市内に住所を有する人で、外国人、法人も含む）のみならず、市内に通勤・通学している人や、市内で市民活動や事業活動などを行っている人や団体を含めて、定義しています。

市内で市民活動や事業活動を行っている団体とは、町内会、NPO、ボランティア団体をはじめ各種団体、企業など、市内に事務所・事業所を有し活動している団体をいいます。

また、市内で市民活動や事業活動を行っている人とは、一定の期間や時間を市内で過ごし、帯広市を主要な活動拠点としている人を示しています。

一般的に「市」は、地方自治体としての帯広市を示しますが、この条例においては、地方自治法第138条の4並びに第180条の5に規定されている執行機関を示しています。

帯広市の執行機関には、市長のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会があります。

消防や公営企業は、地方自治法上、独立した執行機関ではありませんが、執行機関である市長に含めています。

### <関連法令・指針等>

- ・「地方自治法第10条、第138条の4、第180条の5」（昭和22年4月17日法律第67号）



## (条例の位置付け)

第3条 市は、まちづくりの推進にあたり、条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

### 【説明】

協働のまちづくりを推進するにあたり、条例や計画の策定等にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重することを示しています。

個々の条例は、法体系上、並列の関係にあります。条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、本条例を最大限に尊重し、この条例との整合性の確保に努めなければなりません。

## 第2章 権利及び責務

### (市民の権利及び責務)

- 第4条 市民は、まちづくりに幅広く参加する権利を有する。
- 2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、自ら情報を共有するように努めるとともに、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するように努めなければならない。
- 4 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

#### 【説明】

市民のまちづくりに参加する権利と、それに伴う責務について示しています。

市民は、まちづくりに幅広く参加する権利があることを示しています。

「参加」とは、市民がより良い地域社会をつくるために、まちづくりに主体的に関わり行動することで、市民生活に関わりのある計画の策定、条例の制定改廃、又は施策の実施・評価に主体的に関わる「参画」を含みます。

市は、市民のまちづくりへの幅広い参加を促進するため、まちづくりに必要な情報を市民に積極的に提供しなければならないことは、「第4章 情報共有」に示しているとおりです。

市民は市から提供される情報はもとより、地域における情報も共有するよう努めることが大切です。

また、市民は、まちづくりの主体であるとの意識をもち、自らの行動や発言に責任を持ちながら、市と協働でまちづくりの推進に努めなければならないことを示しています。

市民は、まちづくりに積極的に参加することが求められますが、まちづくりの活動は多様であり、また、参加・不参加は市民の意思が尊重されるべきものであることから、まちづくりへの参加・不参加を理由に、市民が不利益を受けないことを示しています。

## (市長の責務)

第5条 市長は、帯広市を代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、市民の意向の把握に努め、市政運営の方針を明らかにするとともに、帯広・十勝の魅力や個性を活かして、まちづくりを推進しなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

### 【説明】

市長の責務について示しています。

市長は、帯広市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行することが、基本的な責務として求められます。

また、市民との対話をはじめ、様々な広聴活動を通じ、市民の意向の把握に努め、市政運営の方針をわかりやすく説明し、市民に理解を求めるなどして、市民の信託に応えることが大切です。さらに、前文で述べている本市の歴史や文化を踏まえ、帯広・十勝の魅力や個性を活かし、地域産業の振興をはじめ、地域の活性化に努めることが求められます。

市長は、職員を適切に指揮監督することに加え、さまざまな機会などを通して、多様化する行政ニーズに的確に対応することのできる人材の育成に努めるなど、効率的・効果的に組織運営を行わなければならないことを示しています。

## (市職員の責務)

第6条 市職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、まちづくりに関する情報収集に努めながら、専門的な知識及び能力を十分発揮して職務を行うとともに、幅広い視野で市民と協働のまちづくりに取り組まなければならない。

3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

### 【説明】

市職員の責務について示しています。

市職員は、市民の視点に立って、全体の奉仕者として、公正・誠実に職務を遂行しなければならないことを示しています。

また、職務にあたっては、自らも市民であることを認識し、まちづくりに関する情報収集に努めながら、専門的な知識や能力を十分に発揮するとともに、幅広い視野に立って、互いに連携し、市民と協働のまちづくりに、積極的に取り組まなければならないことを示しています。

市職員は、まちづくりの推進や効率的・効果的に職務を遂行するため、必要な知識の習得や能力の向上に努め、積極的に行動することが求められます。

#### <関連法令・指針等>

- ・「帯広市人材育成基本方針」 （平成18年2月策定）

## 第3章 参加・協働

### (参加機会の充実)

第7条 市は、市民がまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。

#### 【説明】

市は、市民がまちづくりに参加する機会の充実に努めることを示しています。

市は、既に行っているパブリックコメント（市民意見提出）、ワークショップ、各種アンケート、各種対話事業、出前講座、審議会・委員会などをはじめ、市民がまちづくりに参加できる機会を、さらに充実するように努めなければならないことを示しています。

#### <関連法令・指針等>

- ・「帯広市パブリックコメント制度実施要綱」（平成16年9月1日施行）
- ・「帯広市パブリックコメント運用手順書」（平成21年3月策定）
- ・帯広市「附属機関等の設置及び運営について」（平成27年4月1日通知）
- ・帯広市「市民意見聴取推進の基本的事項」（平成24年6月12日策定）

## (協働の推進)

第8条 市民及び市は、相互理解のもと、それぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりをすすめなければならない。

2 市は、協働を推進するための施策を整備するとともに、協働の実効性が高まるように努めなければならない。

3 市は、前項に規定する取組をすすめるにあたっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

### 【説明】

市民と市は、相互理解のもと互いに役割を担いながら、協働のまちづくりをすすめることを示しています。

また、市は、協働のまちづくりを推進するための施策を充実・整備するとともに、市民の自主性や主体性を尊重しながら、協働の実効性を高める取組に努める必要があることを示しています。

市民と市が、協働のまちづくりをすすめるためには、情報提供や対話などを通して意思の疎通をはかり、相互理解を深めながら、対等のパートナーとして役割を分担し、力を合わせていくことが重要になります。

市は、「帯広市市民協働指針」に基づき、「情報の共有化」(市の事業の実施状況や施策の検討状況など、まちづくりに関する情報提供等)、「環境の整備」(団体相互の情報交換や活動拠点の場の確保等)、「人材育成」(協働の担い手に関する養成機会の提供等)、「機会の拡大」(自主的活動や協働の取組への関心を高めるための研修会や講演会の開催等)などの施策を整備することはもとより、市民と連携し地域における自主的なまちづくりを実践する場づくりなど、市民協働の実効性を高める取組に一層努めることを示しています。

市民は、自らの意思と責任に基づく多様な活動で、まちづくりに取り組んでいることから、市は、協働の施策の推進にあたっては、市民の自主性や主体性を尊重することが重要であることを示しています。

#### <関連法令・指針等>

- ・「帯広市市民協働指針」 (平成15年12月策定)
- ・「帯広市市民提案型協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱」 (平成18年9月15日施行)
- ・帯広市「市民協働のまちづくり協働・連携ハンドブック」 (平成30年3月策定)

## (コミュニティ活動)

第9条 市民は、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、多様なコミュニティにおいて主体的な取組に努めるものとする。

2 市民及び市は、まちづくりの担い手である地域コミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めるものとする。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動の支援に努めなければならない。

### 【説明】

市民が、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、コミュニティは、重要な役割を担うものであり、市がその活動を支援する必要があることを示しています。

コミュニティには、居住する地域を単位とした町内会などや、テーマ別に活動しているボランティアグループをはじめとする市民活動団体などの多様な組織を含みます。

市民は、それぞれの活動を通して、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めることが大切であることを示しています。

少子高齢化の進行や住環境の変化などにより、地域における人と人のつながりが希薄になりつつある中で、地域コミュニティは、構成員の減少などの課題を抱えています。

しかし、子育て、防災、防犯、子どもや高齢者の安全確保への対応など、まちづくりの担い手として、地域コミュニティの役割はますます重要となっていることから、市民及び市はその役割を認識し、市民の意思に基づくコミュニティへの参加を尊重しつつ、更なる活性化や再生に努め、その育成に取り組む必要があります。

市は、コミュニティの役割を明確にし、コミュニティの自主性や自律性を尊重しながら、協働のまちづくりを推進する環境づくりのため、施設等の利便性の向上、資金面の援助、人材育成など、活動の支援に努める必要があることなどを示しています。

## (パブリックコメント制度)

第10条 市は、市民生活に重要な計画等の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、市民の意見を聴くとともに、提出された市民の意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

### 【説明】

市民生活に重要な計画等の策定にあたり、案の内容等を公表し市民の意見を反映させる、パブリックコメント制度（市民意見提出制度）について示しています。

市民生活に大きな関わりのある計画・指針の策定や改定及び条例の制定や改正などにあって、案の内容を公表し、市民の意見を幅広く聴き計画等に反映する「パブリックコメント制度（市民意見提出制度）」は、市民がまちづくりに参加する機会として、また、協働のまちづくりをすすめるうえでも重要です。

市は、「帯広市パブリックコメント制度実施要綱」などを制定し、具体的な手続き等を定めていますが、これを市民に定着させ、制度をより実効性のあるものとするため、その目的や内容などについて、広報紙、ホームページをはじめ、あらゆる手法を用い、受付開始時期、実施期間、実施内容などについて、わかりやすく周知をはかるなど、一層の活用促進に努める必要があることを示しています。

また、提出意見の反映状況、反映できない理由などを、わかりやすく公表することが必要です。

#### <関連法令・指針等>

- ・「帯広市パブリックコメント制度実施要綱」（平成16年9月1日施行）
- ・「帯広市パブリックコメント運用手順書」（平成21年3月策定）



## (住民投票)

第 11 条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。

2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。

3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

### 【説明】

市政の重要事項について、間接民主主義（長と議員を住民が選挙で選び、住民の代表によりすすめる現在の地方自治制度）を補完する制度として、住民の意思を直接確認する住民投票を基本条例に規定することを示しています。

市長は、市政の重要事項について、住民参加の一つとして、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを示しています。

市長が、住民投票を実施するには、事案ごとに、住民投票に関する条例が、市議会で議決される必要があります。市政運営上の重要事項に関する住民投票の実施は、住民の代表者で構成する市議会の判断に基づき決定されるものです。

住民は、住民投票に関する条例を制定する請求を行えるものとし、その請求は、地方自治法に規定されている条例制定の請求（市長及び市議会議員の選挙権を有する住民が、法令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、市長に対し住民投票に関する条例の制定を請求することができる。）によることとします。

なお、住民投票を実施するには、当該条例が、市議会で議決される必要があります。

ただし、住民投票の実施にあたっては、住民に対する事前の十分な情報提供や、住民、行政、議会において十分に議論が尽くされた上で行われることが重要です。

実施する場合、対象事案ごとに、その都度、住民投票条例を制定し、その条例で対象事案、投票期日、投票資格者、投票の成立要件などを定めることとなります。

住民投票の結果は、現行の地方自治制度上では、市の議事機関としての議会の権限や市の代表者としての市長の権限を超えるものではありませんが、市長は、その結果を尊重することを示しています。

### <関連法令・指針等>

・「地方自治法第 74 条」（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

・「地方自治法施行令第 91 条～98 条の 4」（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）

## 第4章 情報共有

### (情報提供)

第12条 市は、市民生活及びまちづくりに必要な情報を適切かつわかりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市民は、必要な情報は自ら収集するように努めるものとする。

### 【説明】

市民との情報共有をすすめるためには、情報提供を積極的に行う必要があります。また、市民が自ら積極的に情報を得る意識を持つことも必要であることを示しています。

市は、広報紙やホームページなど、多様な方法で提供している情報の内容をわかりやすいものとするのはもちろん、適切な時期・方法で提供することに努めなければならないことを示しています。

インターネット等による適時性や広報紙の身近さなど、情報の提供方法の特性、情報の内容や性格などを踏まえ、さまざまな提供方法の工夫等に努めることが必要です。

また、必要に応じて市と市民が意見交換できるしくみや、必要なときに市民が簡単に関連する情報を得ることができるような取組も必要であることを示しています。

また、市から市民への一方通行的な情報提供は、必ずしも望ましい姿とはいえ、市民も必要な情報を自分で積極的に収集する意識や姿勢をもつことが必要であることを示しています。

#### <関連法令・指針等>

- ・「帯広市情報公開条例」 (平成12年3月1日条例第1号)
- ・帯広市「市民にわかりやすい文章づくりの手引き」 (平成23年1月策定)
- ・帯広市「新パブリシティガイド」 (平成30年9月策定)

## (情報公開)

第13条 市は、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

### 【説明】

市民との情報共有をすすめるために、「帯広市情報公開条例」の定めるところにより、市は「市民の知る権利」を保障し、積極的に情報公開を行う必要があることを示しています。

市は、市の保有する情報を積極的に公開するため、「帯広市情報公開条例」を施行しています。

市民が、必要なときに、市の保有する情報を知ることができる環境を整えることは、「市民の知る権利」を保障し、市民と市が対等な立場で協働のまちづくりをすすめるために重要であり、情報公開制度等の市民理解の促進とともに、市民が利用しやすい環境づくりに努めることなどの工夫や努力が求められます。

#### <関連法令・指針等>

- ・「帯広市情報公開条例」 (平成12年3月1日条例第1号)
- ・「帯広市情報公開条例の施行に関する規則」 (平成12年3月10日規則第7号)
- ・「帯広市出資法人等及び指定管理者情報公開要綱」 (平成12年4月1日施行)
- ・帯広市「情報公開制度解釈・運用の手引き」 (平成20年7月策定)
- ・帯広市「附属機関等の設置及び運営について」 (平成27年4月1日通知)

## (説明責任)

第14条 市は、市の実施する施策について、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民からの意見や質問に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。

### 【説明】

協働のまちづくりで重要となる情報の共有をすすめるにあたり、市には、わかりやすく市民に説明する責任があることを示しています。

市は、情報共有のために、まちづくりに関わる事項や市民生活に重要な影響を及ぼすような事項について、市民の理解を得るために、わかりやすく説明する責任があります。

施策や事業の立案、実施、評価などの適切な時期に、市民に説明しなければならないことを示しています。

また、情報提供だけでなく、市民の意見や質問に対して、迅速かつ適切に対応しなければならないことを示しています。

## 第5章 行政運営

### (総合計画)

第15条 市は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、総合計画の策定にあたっては、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。

3 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民にわかりやすく公表しなければならない。

4 市は、各分野の計画を定めるときは、総合計画に即するように努めなければならない。

### 【説明】

市が長期的な視点に立って、まちづくりを総合的かつ計画的にすすめるために策定する、総合計画に関する事項を示しています。

「総合計画」は、まちづくりの基本方向などを示す基本構想と、それを実現するための主要な施策を示す基本計画などで構成する、まちづくりの総合的な指針であり、各分野別の計画の基本となる重要な計画であることから、条例に基本的事項を示しています。

「総合計画」に係る、まちづくりの基本方向などを示す構想を定め、変更し、又は廃止するには、帯広市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1項の規定により、議会で議決される必要があります。

市は、総合計画の策定にあたっては、市民が多様な方法で参加できるように機会の充実に努めなければならないことを示しています。

総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理（評価）を行い、結果をわかりやすく定期的に市民へ公表するなどの取組が、重要であることを示しています。

各分野における主要な計画を定めるにあたっては、総合計画に即して策定するように努める必要があることを示しています。

#### <関連法令・指針等>

- ・「帯広市議会の議決すべき事件に関する条例」（平成18年3月1日条例第1号）

## (財政運営)

- 第 16 条 市は、中長期を見通し、健全な財政運営に努めなければならない。
- 2 市は、予算編成にあたっては、総合計画や行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。
- 3 市は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。

### 【説明】

財政運営に関する基本的な考え方と、透明性の確保について示しています。

市は、中長期を見通し、財源の確保などに努め、健全な財政運営を行わなければならないことを示しています。

毎年度の予算編成にあたっては、総合計画の推進状況や行政評価の結果等を踏まえ、財源の効率的、効果的な活用に努める必要があることを示しています。

また、財政状況については、地方自治法の規定に基づき条例を制定し、公表をしていますが、財政運営の透明性を高めるため、よりわかりやすい資料の作成や公表に努めなければならないことを示しています。

#### <関連法令・指針等>

- ・「地方自治法第 243 条の 3」 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」 (平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号)
- ・帯広市「財政事情説明書の作成及び公表に関する条例」 (昭和 23 年 6 月 5 日条例第 20 号)

## (行政評価)

第17条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、施策等について行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めなければならない。

2 市は、行政評価をするにあたっては、市民意見を反映するなど客観性及び公正性を高めるように努めなければならない。

### 【説明】

効率的、効果的な行政運営を行うために実施する、行政評価に関する基本的な考え方を示しています。

市は、効率的、効果的な行政運営を行うため、施策等の実施にあたり、「どれだけ成果が上がり、どこまで目標に達しているのか」などを明らかにする、行政評価を実施しなければなりません。

市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との情報共有をすすめるため、行政評価の結果を、市民にわかりやすく提供するとともに、評価の結果は、予算編成や総合計画の進行管理のほか、施策等の実施や見直しなどに、適切に反映するよう努めなければならないことを示しています。

評価は、客観性、公正性の高いものであることが重要であるため、評価の方法について、更に研究・検討を行い、市民意見の反映などに努めることを示しています。

### <関連法令・指針等>

・帯広市「施策・事務事業評価実施要領」 (令和3年4月1日施行)

## (組織及び機構)

第 18 条 市の組織は、行政ニーズや社会環境の変化に的確に対応するとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい、簡素で効率的かつ機能的なものとしなければならない。

### 【説明】

市の組織は、多様化する行政ニーズや時代等の変化に的確に対応する、市民の視点に立った、簡素で効率的、機能的なものとしなければならないことを示しています。

市の組織は、行政ニーズや社会環境の変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、市民にわかりやすく、かつ気軽に相談でき、利用しやすい、簡素で効率的、機能的な組織でなければなりません。

市は、高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応できる、望ましい組織づくりに取り組むとともに、組織の機能を効果的に発揮するため、組織内の連携をすすめる必要があります。

#### <関連法令・指針等>

- ・「地方自治法第 158 条」 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)
- ・「帯広市事務分掌条例」 (昭和 55 年 3 月 5 日条例第 1 号)



## (行政手続)

第 19 条 市は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続きを適切に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかり、市民の権利利益の保護に資するように努めなければならない。

### 【説明】

市は、「帯広市行政手続条例」で定めるところにより、行政手続に関して適切に対応し、市民の権利、利益の保護に努めることを示しています。

市が行う処分、行政指導や市に対する届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政運営の公正の確保と透明性の向上をはかることにより、市民の権利利益の保護に資することを目的に、「帯広市行政手続条例」を施行しています。

行政手続は、市民の権利や利益の保護に関わる重要な事項であることから、基本条例に規定するものです。

#### <関連法令・指針等>

- ・「行政手続法」 (平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号)
- ・「帯広市行政手続条例」 (平成 9 年 3 月 27 日条例第 2 号)

## (個人情報保護)

第 20 条 市は、個人の権利利益を保護するため、法令又は別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講じるとともに、市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### 【説明】

市は、個人の権利利益を保護するため、「個人情報の保護に関する法律」又は「帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例」などで定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならないことを示しています。

個人情報を適正に保護することはもちろん、市の保有する自己に関する個人情報の開示や訂正などの請求があった場合には、これに適切に対応しなければならないことを示しています。

#### <関連法令・指針等>

- ・「個人情報の保護に関する法律」 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)
- ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)」  
(令和 4 年 1 月個人情報保護委員会)
- ・「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド (行政機関等向け)」  
(令和 4 年 2 月個人情報保護委員会事務局)
- ・「帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例」 (令和 5 年 3 月 28 日条例第 2 号)
- ・「帯広市保有個人情報管理規程」 (令和 5 年 3 月 10 日訓令第 1 号)
- ・「帯広市情報セキュリティ管理規程」 (平成 16 年 2 月 16 日施行)

## (出資団体等)

第 21 条 市は、出資又はその他の支援等を行う団体等及び指定管理者が行う市と関連する業務等について、その目的が適切に達成されるように必要な指導及び助言ができるものとする。

### 【説明】

市の出資団体等に対する基本的な姿勢などを示しています。

市が、出資・出えんをしている法人、また、役員就任、職員派遣などの人的関与、補助金・委託金・貸付金など財政的に大きく関わりのある団体等及び指定管理者を、出資団体等としています。

市と関連する業務等について、その目的が適切に達成されるように行う必要な指導及び助言の範囲は、次のとおりとします。

- 「帯広市情報公開条例」並びに「個人情報の保護に関する法律」に規定している市と関連する業務等に関する情報公開及び個人情報保護に関すること。
- 「帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に規定している、指定管理者に対する当該管理の業務又は経理の状況に関すること。
- 「帯広市補助金等交付要綱」に規定している、補助金の交付を行った団体等に対する、補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求め、調査などを行うこと。

上記に掲げるもののほか、市民からの公共的なサービス等に対する苦情等があった場合には、必要な調査、意見、助言などを行うものとします。

#### <関連法令・指針等>

- ・「地方自治法第 221 条・第 244 条の 2」 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)
- ・「個人情報の保護に関する法律」 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)
- ・「帯広市情報公開条例」 (平成 12 年 3 月 1 日条例第 1 号)
- ・「帯広市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」 (平成 16 年 7 月 8 日条例第 37 号)
- ・「帯広市長の調査等の対象となる法人を定める条例」 (平成 24 年 3 月 7 日条例第 1 号)
- ・「帯広市補助金等交付要綱」 (昭和 59 年 6 月 15 日施行)
- ・「帯広市出資法人等及び指定管理者情報公開要綱」 (平成 12 年 4 月 1 日施行)

## (危機管理)

第 22 条 市は、災害その他の緊急時に備え、市民、関係機関及び他の自治体と相互に連携協力し、総合的かつ機動的な体制の確立に努めなければならない。

### 【説明】

災害をはじめとする緊急時に備えるための、危機管理の体制の確立について示しています。

市は、災害をはじめとする緊急時において、市民の身体、生命及び財産の安全を確保するため、市民、関係機関、他自治体と相互に連携・協力し、総合的、機動的な体制の確立に努める必要があることを示しています。

#### <関連法令・指針等>

- ・「災害対策基本法第 16 条第 6 項」 (昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号)
- ・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 31 条」 (平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号)
- ・「帯広市防災会議条例」 (昭和 38 年 4 月 1 日条例第 1 号)
- ・「帯広市国民保護対策本部及び帯広市緊急対処事態対策本部条例」 (平成 18 年 6 月 29 日条例第 19 号)

## 第6章 国・道及び他の自治体との関係

### (国・道及び他の自治体との関係)

第23条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。

2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等をはかるため、他の自治体との連携協力を努めるほか、国内外の自治体等との交流及び連携に努めるものとする。

#### 【説明】

市は、国や道及び他の自治体と連携のもと、まちづくりをすすめることを示しています。

市は、地方分権の精神に則り、それぞれの役割分担に基づき、国及び道と対等の立場で連携・協力のもと、まちづくりをすすめていくことを示しています。

市は、行政サービスの向上や効果的で効率的な行財政運営、共通する課題への対応のため、生活経済圏を中心に、他の自治体と連携して、広域的な取組に努めることを示しています。

さらに、まちづくりにおいて、他の地域等との広範な結びつきを認識することが重要であることから、国内外の自治体や関係機関等との交流及び連携に努めることを示しています。

#### <関連法令・指針等>

- ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」 (平成11年7月16日法律第87号)
- ・「北海道地域振興条例」 (平成21年3月31日条例第51号)

## 第7章 条例の見直し

### (条例の見直し)

第24条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。

2 市は、前項の検討及び見直しにあたっては、市民の意見を聴かなければならない。

#### 【説明】

社会情勢の変化に対する条例の各条項の適合状況等について、定期的に検討し、見直すことが適当な場合には必要な取組を行うことなどを示しています。

基本条例の位置付け、役割を踏まえると、時代の変化や社会情勢などに対する、各条項の適合性、妥当性等について、適切に検討する必要があります。

また、検討は、基本条例の各条項の形骸化などを防ぐとともに、市民と市が基本条例の理念を常に共有し続ける必要性などから、5年を超えない期間ごとに行うものとし、検討の結果を踏まえて、見直しが適当と判断したときは必要な取組を行うことを示しています。

上記の検討、見直しについては、市民の意見を聴くなど慎重な取組が必要であることを示しています。

#### <関連法令・指針等>

- ・「帯広市まちづくり基本条例推進委員会設置規程」 (平成17年6月20日施行)
- ・「帯広市まちづくり基本条例市民検討委員会設置要綱」 (平成23年2月18日施行)

### 附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

# 帯広市まちづくり基本条例の構成

## 前 文

※条例制定の背景や目的、まちづくりのすすめ方、めざすまちの姿などについて示しています

## 第1章 総則

第1条 目的 第2条 定義 第3条 条例の位置付け

※条例制定の目的、位置付けなどとともに、基本理念について示しています

## 第2章 権利及び責務

第4条 市民の権利及び責務 第5条 市長の責務 第6条 市職員の責務

※まちづくりをすすめる上での権利及び責務を示しています

## 第3章 参加・協働

第7条 参加機会の充実 第8条 協働の推進  
第9条 コミュニティ活動 第10条 パブリックコメント制度  
第11条 住民投票

※協働のまちづくりをすすめるための基本となる項目です

## 第4章 情報共有

第12条 情報提供 第13条 情報公開 第14条 説明責任

## 第5章 行政運営

第15条 総合計画 第16条 財政運営 第17条 行政評価  
第18条 組織及び機構 第19条 行政手続  
第20条 個人情報保護 第21条 出資団体等 第22条 危機管理

※まちづくりに必要な行政運営の基本項目などです

## 第6章 国・道及び他の自治体との関係

第23条 国・道及び他の自治体との関係

## 第7章 条例の見直し

第24条 条例の見直し

※条例の理念を踏まえ、各条項等の社会情勢への適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うことを示しています